

東京電力(株)福島第一原子力発電所 1～4号機の 廃止措置に向けた中長期ロードマップ進捗状況

菅井 研自 東京電力(株)原子力運営管理部

1. 中長期ロードマップ策定までの経緯

平成 23 年 3 月 11 日の太平洋東日本大震災に伴い発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故については、事故発生後、政府及び東京電力において、「東京電力福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋 当面の取組ロードマップ」をとりまとめ、これに基づいて事故の早期収束に向けた取組を計画的に進めてきた。昨年 7 月には、上記ロードマップにおけるステップ 1 の目標である「放射線量が着実に減少傾向にある」状況を達成し、昨年 12 月には、ステップ 2 の目標である「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」状況について達成した。これにより、原子炉は「冷温停止状態」に達し、不測の事態が発生した場合も、敷地境界における被ばく線量が十分低い状態を維持することができるようになった。

昨年 8 月に原子力委員会に設置された東京電力(株)福島第一原子力発電所における中長期措置検討専門部会において、技術課題、研究開発項目が整理されるとともに、「燃料デブリ取り出し開始までの期間は 10 年以内を目標。廃止措置がすべて終了するまでは 30 年以上の期間を要するものと推定される。」と整理がされた。

平成 23 年 11 月 9 日には、当時の経済産業大臣及び原発事故収束・再発防止担当大臣より、廃棄措置等に向けた中長期ロードマップの策定等についての指示が、東京電力、資源エネルギー庁、原子力・安全保安院に出された。

2. 中長期の取組の実施に向けた基本原則

- 【原則 1】地域の皆さまと作業員の安全確保を大前提に、廃止措置等に向けた中長期の取組を計画的に実施していく。
- 【原則 2】中長期の取組を実施していくにあたっては、透明性を確保し、地域及び国民の皆さまのご理解をいただきながら進めていく。
- 【原則 3】今後の現場状況や研究開発成果等を踏まえ、本ロードマップは継続的に見直していく。
- 【原則 4】本ロードマップに示す目標達成に向けて、東京電力、資源エネルギー庁、原子力・安全保安院は、各々の役割に基づき、連携を図った取組を進めていく。

3. 中長期ロードマップの主要な目標

第 1 期：ステップ 2 完了後、使用済燃料プール内の燃料取り出し開始までの期間

（ステップ 2 完了後 2 年以内を目標）

第 2 期：第 1 期終了後から燃料デブリ取り出し開始までの期間

（ステップ 2 完了後 10 年以内を目標）

第 3 期：第 2 期終了後から廃止措置完了までの期間

（ステップ 2 完了後 30～40 年後を目標）

4. 進捗管理体制

「東京電力(株)福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止措置に向けた中長期ロードマップ」の進捗管理を、政府と東京電力(株)が共同で実施していく体制として、「**政府・東京電力中長期対策会議**」（共同議長：担当大臣、東京電力(株)社長）が設置された。

同会議の下で、中長期ロードマップにおける個別の計画毎の検討・実施状況を共有・確認することにより、進捗管理を行う場として「**運営会議**」（共同議長：担当政務官、東京電力(株)原子力・立地本部長）が設置された。

「運営会議」は、原則、第 4 月曜日に開催され、中長期ロードマップの進捗状況の確認、議論を行った上で、進捗状況を公表している。

本日は、12月3日に開催された「運営会議」において確認した中長期ロードマップの進捗状況（1年間の振り返り）について紹介する。

以上